

令和6年4月15日  
連雀学園三鷹市立第六小学校

## 児童の携行品に係る確認事項

授業で使用する教科書やその他の教材の大型化などにより、学習用具が過重になっていることや学習タブレット端末の携行が始まったことによって、児童の身体の健やかな発達への影響に対する懸念が寄せられています。

つきましては、児童の通学上の負担や身体の健やかな発達のため、令和6年度の携行品について下記の通りといたします。ご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

児童の携行品について六小では、毎日持ち帰るものを以下の通りとしております。

- 国語の教科書・ノート
- 算数の教科書・ノート
- 学習タブレット端末
- 各学年がお知らせしているもの

これ以外のものについては原則として学校に置いて帰ります。詳細につきましては、各学年の1学期保護者会でお伝えしています。また、学習内容や児童が家庭学習で使用する場合は、学年や担任の指示で持ち帰ることがあります。